

第 7 次 福 島 県 総 合 教 育 計 画

(中 間 整 理 案 (素 案))

第7次福島県総合教育計画の構成

第1章 「学びの変革」の推進に向けて

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格・期間
- 3 計画の進行管理

第2章 福島県の教育を取り巻く現状と課題

- 1 考慮すべき社会の現状と変化
- 2 福島県の教育の主な現状と課題
- 3 東日本大震災からの復興・創生の過程を振り返って
- 4 AIの進化や新型コロナウイルス対策の中で見えてきた学校の意義

第3章 目指すべき教育の姿

- 1 県総合計画の理念
- 2 育成したい人間像・育む力
- 3 「福島ならではの」教育
- 4 なぜ学ぶのか、学力とは何か
- 5 「福島ならではの」教育とSDGs

第4章 施策の展開

- 施策1 「学びの変革」によって資質・能力を確実に育成する
- 施策2 「学校の在り方の変革」によって教員の力、学校の力を最大化する
- 施策3 学びのセーフティネットと個性を伸ばす教育によって多様性を力に変える土壌をつくる
- 施策4 福島で学び、福島に誇りをもつことができる「福島を生きる」教育を推進する
- 施策5 人生100年時代を見通した多様な学びの場をつくる
- 施策6 安心して学べる環境を整備する

第5章 参考：県民の声

第1章 「学びの変革」の推進に向けて

1 計画策定の趣旨

福島県では、昭和41年に第1次福島県長期総合教育計画を策定して以来、これまで6次にわたり総合教育計画を策定し、本県における教育行政の効率的かつ効果的な推進に努めてきました。平成22年度から平成26年度までを計画期間とする第6次福島県総合教育計画（以下「6次計画」という。）においては、「“ふくしまの和”で奏でるところ豊かなたくましい人づくり」を基本理念として施策を展開してきましたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（以下「東日本大震災」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原子力災害」という。）に伴う影響などにより、教育を取り巻く様々な状況が大きく変化したことから、平成25年度から令和2年度を計画期間として一部見直しを行い、早急な教育環境の復旧・復興を図りながら各施策を展開してきました。

これによって、教育分野における復旧・復興は一定程度進みましたが、いまだに本県の復興は道半ばであり、令和3年度からの第2期復興・創生期間以降も着実に歩みを進める必要があります。また、6次計画の最終年度となる令和2年初頭は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、学校の長期的な臨時休業を余儀なくされました。

教育を取り巻く状況も変化しています。世界的には、OECD（経済協力開発機構）が平成30年に「OECD Learning Framework 2030」を公表し、個人と集団のWell-being¹の実現といった幅広い教育目標の必要性や、「新たな価値を創造する力」「対立やジレンマを克服する力」「責任ある行動をとる力」という3つの力、そのために必要となる知識、スキル、態度及び価値などの考え方が示されました。また、国内では、令和2年度以降に順次実施された学習指導要領において、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びを実現していくこと等が規定されました。さらに、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育環境の実現を目指した、GIGAスクール構想が文部科学省から発表され、ICT環境が急速に整備されました。

このような様々な状況変化を踏まえながら、子どもたちの豊かな人生を切り拓き、本県の未来を担う人づくりを進めていくためには、教育委員会、学校、地域、保護者等様々な人々で思いを共有し、教育を充実させる必要があります。本県が目指す教育の理念や方向性を明らかにし、その実現に向けた教育施策を総合的・計画的に

¹ Well-beingとは、「良好な状態」等と訳されるが定訳はない。近年、OECD等で教育目標として使われている。所得や財産、職業、給料、住宅などの物質的な豊かさだけでなく、健康や市民としての社会参画、社会的関係、教育、安全、生活への満足度、環境などの生活の質などを含む概念である。

1 推進するための指針として、この計画を策定しました。

2 計画の性格・期間

(1) 計画の性格

6 本計画は、福島県総合計画（令和3年〇月議決）（以下「県総合計画」という。）
7 の部門別計画であり、県づくりの理念等を共有し、目指すべき教育の姿を明らか
8 にしています。

9 また、教育基本法第17条第2項において地方公共団体が定めるよう努めること
10 とされている教育振興基本計画としての性格も有しており、私学教育や大学教育
11 も含めた学校教育、社会教育、生涯学習に関する総合的な計画としています。

(2) 計画の期間

14 県総合計画が、30年先の未来について思い描きつつ、10年程度先のふくしまの
15 将来の姿（未来予想図）を創り上げることを目指し、令和4年度を初年度とする
16 9か年計画とされていることを受け、本計画の期間も、令和4（2022）年度から
17 令和12（2030）年度までの9年間とします。

3 計画の進行管理

20 本計画の運用に当たっては、毎年度作成する「頑張る学校応援プラン（仮）」にお
21 いて、各年度の最新の状況を踏まえて、当該年度に具体的に実施する取組を明らか
22 にするとともに、毎年度計画の進捗状況を点検・評価し、計画の適切な運用に努め
23 ます。また、点検・評価に当たっては、設定した指標を参考として定量的な評価を
24 行いつつ、数値化できない事柄については定性的に評価を行い、多角的に進捗状況
25 を評価します。

第2章 福島県の教育を取り巻く現状と課題

1 考慮すべき社会の現状と変化

【全国的な状況】

(1) 現状

我が国では、少子高齢化が急速に進展し、平成20（2008）年をピークに総人口が減少に転じており、人口減少時代を迎えています。人口構成も変化し、65歳以上の高齢人口が、平成9（1997）年には14歳未満の若年人口の割合を上回り、令和2（2020）年には全人口に占める割合の28.9%を占める、3,619万人と増加を続けています。

また、明治29年以来20歳と定められていた成人年齢が、令和4年4月1日から18歳に引き下げられ、18～19歳の若者の積極的な社会参加が求められます。

近年、IoT²、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術革新が進んできており、これら先端技術はあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会であるSociety 5.0の到来が予想されています。

情報通信技術や交通手段の発達により、グローバル化・ボーダレス化が進展しています。先進国・途上国が共に持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGs³に関する取組も広がっています。

令和2年初頭から全世界的に流行した新型コロナウイルス感染症によって、感染拡大防止の観点から社会的距離の確保など「新しい生活様式」への転換が進められ、テレワークの導入や、学校における遠隔学習等社会全体でのICTの整備と活用が急激に進んでいます。

また、近年は、台風や大雨、地震による大規模な自然災害が多発し、全国各地で大きな被害が生じています。

(2) 今後予想される姿

2050年には日本の総人口は1億人を下回ることが予測され、15～64歳の生産年齢人口は、令和2（2020）年の7,406万人（総人口に占める割合59.1%）から2050年には5,275万人（51.8%）まで減少することが推計されています。

平成25（2013）年に発表された論文「雇用の未来」⁴では、技術革新の進展により、10年か20年にわたってアメリカでは現在の職業の約半数がなくなる可能

2 IoTとは、「Internet of Things」の略称であり、「あらゆるモノがインターネットにつながる」ことを指す。

3 SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標のこと。（その下に、169のターゲット、232の指標が決められている。）

性があるとの研究が発表されています。その一方、新たな仕事が創出されることで雇用形態や労働市場が大きな影響を受ける可能性も指摘されています。

世界のGDPに占める日本のGDPの割合は令和2（2020）年の5.3%から、2040年には3.8%、2060年には3.2%まで低下し、国際社会における存在感の低下が懸念されます。

また、世界的には、インド、アフリカなどでの爆発的な人口増加による食糧のひっ迫、地球温暖化の進展とエネルギー資源の枯渇等の複雑な課題が引き続き存在し、日本においても再生可能エネルギーの利用の拡大、再生可能資源の活用の推進など地球規模の課題の解決に向けた取組を継続していくことが予想されます。

【福島県の状況】

（1）現状

本県は、北海道、岩手県に次ぐ全国3番目の面積を有し、「はま・なか・あいづ」に代表される地域ごとの多様性と豊かな文化があります。

本県では、全国以上に少子高齢化が進んでおり、令和元（2019）年の人口の構成比は、高齢人口の割合が31.5%、生産年齢人口の割合が57.0%となっています。また、東日本大震災及び原子力災害に伴う県外避難等により、平成23（2011）年7月の人口は昭和53（1978）年以来33年ぶりに200万人を割り、令和3（2021）年4月には181万人と減少が続いています。

いまだに帰還困難区域が存在し、避難者は3万人を超えているほか、根強い風評と風化の問題もある等10年を経過しても東日本大震災及び原子力災害の影響が続いている状況です。さらに、令和元年の東日本台風、令和3年の東日本大震災余震等の大規模な自然災害による被害の発生、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の課題も乗り超えて、復興・創生に取り組んでいく必要があります。

（2）今後予想される姿

福島県人口ビジョン（平成27年11月策定（令和元年12月更新））では、現状のまま人口が推移すると2040年には約143万人となり、就業者数も平成27（2015）年の92.2万人から61.5万人にまで減少することが予想されています。これによって、人手不足が大きな課題となることが懸念されており、また、地域の伝統的な文化や祭りなど、これまで県内で維持されてきた地域コミュニティが衰退する恐れがあります。

復興に向けた取組も続きます。福島第一原子力発電所の廃炉は30～40年単位

4 2013年に英オックスフォード大学のマイケル・A・オズボーン准教授（当時）がカール・ベネディクト・フライ研究員（当時）と共著で発表した論文。英題は「The Future of Employment」。

1 で進められています。除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内に福島
2 県外での最終処分を完了することとされています。また、帰還困難区域の全て
3 の避難指示の解除に向けた取組も続けられています。

4 再生可能エネルギーについては、2040年頃を目途に、県内エネルギー需要量
5 100%以上の創出を目標として導入が進められています。

7 2 福島県の教育の主な現状と課題

8 6次計画に基づき実施してきた施策の検証を踏まえつつ、策定時には想定されて
9 いなかった本県の教育を取り巻く状況の変化を含めて、本県の教育の主な現状と課
10 題についてSWOT分析⁵を行いました。

11 福島県の教育の「強み」としては、基本的な生活習慣の身に付いている児童生徒が
12 多いこと、退学者数や問題行動件数、少年犯罪件数が少なく、生徒指導面で落ち着
13 いていることが挙げられます。また、自分で計画的に家庭学習に取り組む児童生徒
14 が小・中学校とも全国平均を上回っていること、全国学力・学習状況調査の分析結
15 果を踏まえた教育の成果と課題を近隣の学校間で共有している学校が多いことが挙
16 げられます。

17 「課題」としては、学力面では算数・数学、英語が苦手であること、全国学力・
18 学習状況調査における記述式活用問題の無回答率が高いことや読解力が低い子ども
19 が少なからず存在していることが挙げられます。また、生徒指導面では震災等を契
20 機とした心のケアが必要な子どもが今なお存在していること、不登校児童生徒が増
21 加していること、肥満傾向児の割合が増加していることが挙げられます。さらに、
22 長時間勤務を行わなければならない教員の存在、教員の大量退職と志願者が減少傾
23 向であること、ICT環境整備の遅れと教員のICT活用指導力の低さも課題です。

24 「機会」としては、震災を契機とした他地域の人々とのつながり、福島イノベー
25 ション・コースト構想⁶での県内全域における人材育成の波及や福島ロボットテスト
26 フィールドなどの新たな研究環境の整備、文化財の有効活用に向けた法整備等が挙
27 げられます。

28 「恐れ」としては、家庭教育を取り巻く困難な状況、過疎化や少子高齢化の加速、
29 避難地域の人口減少等による地域のつきあいの希薄化、貧困や経済的格差、ICTの急
30 速な浸透による情報モラルの欠如が原因と考えられるトラブルの発生、風評と風化
31 等が挙げられます。

33 5 SWOT分析とは、目標を達成するために組織や個人の事業上の競合やプロジェクト計画などに関する脅威について、
34 内部環境や外部環境のプラス面、マイナス面を「強み (Strengths)、課題 (Weaknesses)、機会 (Opportunities)、
35 恐れ (Threats)」の4つに分けて分析することで、事業の現状を把握するのに効果的なフレームワーク。本県では、
36 内部環境を教育環境、外部環境を社会環境として分析を行った。

37 6 福島イノベーション・コースト構想とは、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を
38 回復するため、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト。

1 なお、県内であっても地域や学校によって、強みや課題に違いがあることについて
2 ても留意することが必要です。

3 東日本大震災からの復興・創生の過程を振り返って

5 東日本大震災及び原子力災害から10年が経過し、いまだ本県の復興は道半ばです
6 が、避難指示区域等の解除による学校の再開など、復興・創生の歩みは着実に進ん
7 でいます。

8 東日本大震災以前から、本県には少子高齢化や過疎化等の課題がありましたが、
9 東日本大震災が重なり、課題が先鋭化・深刻化しています。心のケアが必要な子ども
10 の増加、外遊びの自粛による体力低下、避難指示区域等の解除後の子どもの減少
11 等様々な課題が生まれています。

12 一方で、本県の教育には希望も見えてきています。本県が困難な状況にあるから
13 こそ前を向くために必要となるレジリエンス⁷や助け合う精神、放射線や復興等に関
14 する考え方が様々であるからこそ必要となる対話と協働の文化、全国からの支援に
15 よって生まれた県内外とのつながり等です。また、課題そのものを学びとした探究
16 学習や風評払拭の観点からのGAP⁸教育、避難指示区域等の解除後の学校における児
17 童生徒数の減少といった課題を克服するための遠隔合同授業、外遊びの自粛による
18 体力低下等を克服するための自分手帳⁹の活用等、本県独自の先進的な取組が生まれ
19 ています。

20 このような課題先進地の本県で、ピンチをチャンスに変えようと努力してきた成
21 果については、本県の強みとして重視していくべきものです。

4 AIの進化や新型コロナウイルス対策の中で見えてきた学校の意義

24 AIを始めとした科学技術の進展の中で、これまで通りの形態の学校が必要なのか
25 という指摘もあります。学校において、教員から児童生徒への一方通行の講義形式
26 の授業だけが行われているとすれば、臨時休業等の非常時以外についてもオンデマ
27 ンド授業¹⁰さえ行えば良いとの誤解が生じる可能性もあります。

28 一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年初頭には、全国
29 の学校が長期の臨時休業となり、社会では学力や体力の低下、精神的な影響、共働
30 き家庭の子どもの居場所の不足、給食停止による栄養面の心配、虐待等様々な懸念
31 が生じました。これによって、学校は学力保障だけではなく、人とのつながりや体
32 験を保障していることやセーフティネット的役割を担っていることが改めて多くの
33 人に再認識されました。

34 こうしたことを踏まえると、子どもに伴走し個性を引き出す教員の存在、様々な

36 7 レジリエンスとは、ストレス場面から心理的に回復する能力のこと。心理学や教育学において用いられている。

37 8 GAPとは、「Good Agricultural Practices（農業生産工程管理）」の略称であり、農業において、食品安全、環境保
38 全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

素案

1 体験、コミュニケーション等が学校の強みであると考えられます。だからこそ、こ
2 のような学校の強みを最大限発揮していくことができるよう、学びや学校の在り方
3 を変革していく必要があります。
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

33 9 自分手帳とは、自分の健康状態や体力の状況、食習慣や食生活の状況を小学校から高等学校まで継続して記録する
34 ことで、児童生徒一人一人が、自己の体力や健康に関心を持ち、学校での保健指導や体育指導の内容を生かしながら、
35 運動習慣や食習慣、生活習慣の改善に進んで取り組むために使用するもの。原子力災害による屋外活動の制限等に伴
36 う子どもの体力・運動能力の低下、肥満が問題となり、福島県教育委員会が作成し、配布している。

37 10 オンデマンド授業とは、事前に収録された授業を、インターネット等のメディアを通じて、視聴したい時間に受講
38 をする授業形態。

1 いく必要があります。

2 以上のことから、福島県で育成したい人間像を以下のとおりとしました。

3
4 〈福島県で育成したい人間像〉

5 急激な社会の変化の中で、

6 自分の人生を切り拓くたくましさを持ち、

7 多様な個性を生かし、対話と協働を通して、

8 社会や地域を創造することができる人

9
10
11 そのために、自己、他者、社会と向き合う上で必要となる次のような力を育んで
12 いく必要があります。

13 1つ目は、自己と向き合う観点からの力です。例えば、自己を客観的に分析・評
14 価した上で、自己の強みを理解して使いこなし、自己肯定感や自己有用感を持つと
15 ともに、自己の課題を主体的に解決するために、自ら学び続け、自己を管理し、自
16 己決定することができる力が考えられます。

17 2つ目は、他者と向き合う観点からの力です。例えば、他者に対して謙虚さと寛
18 容の心を持ち、対話するために必要なコミュニケーション能力や読解力を備え、他
19 者との違いを新しい価値を生み出すために重要なものとして受け止め、協働するこ
20 とができる力が考えられます。

21 3つ目は、社会と向き合う観点からの力です。例えば、社会の課題に対して主体
22 性や当事者意識を持って自ら問いをつくって粘り強く向き合い、膨大な情報の中か
23 ら必要な情報を選び取り、前例にとらわれず挑戦し、新たな価値、産業、文化を創
24 造していく力が考えられます。

25 このような力はAIによって代替していくことが困難なものばかりであり、学校、
26 地域、保護者等社会の様々な関係者が考えを共有し、発達段階に応じて育成してい
27 く必要があります。

28 29 3 「福島ならではの」教育

30 このような育成したい人間像や育成したい力については、社会の状況はもとより、
31 東日本大震災後の本県の状況を踏まえて必要と考えられるものです。そして、この
32 ような育成したい力を育む教育は、既に、本県が復興・創生の過程で取り組み始め
33 たものです。本県がピンチをチャンスに変えるべく努力をしてきたこのような取組
34 は、本県の教育の強みであり、広く関係者で認識し、「福島ならではの」教育として
35 発展させることで、本県の教育の充実につなげていくことが必要です。

36 37 ① 「福島らしさ」を生かした多様性を力に変える教育

38 東日本大震災からの復興・創生の過程で生まれた、困難な状況の中でも前を向

くために必要なレジリエンスや対話と協働の文化、遠隔合同授業、課題解決学習等の先進的な教育等については、本県の強みであり、本県の財産として共有していくべきものです。特に、本県の課題は世界の課題を先取りするものであり、このような課題先進県だからこそその課題解決学習等を通して、本県から世界共通の課題に挑戦する当事者意識を持った子どもの育成を目指してきた取組は、今後、ますます求められます。また、本県は広い県土だからこそ、「はま・なか・あいづ」の多様性があり、それぞれの地域に独自の文化と歴史があります。このような多様な地域、人々が交流しあうことは本県の魅力の1つです。

このような「福島らしさ」を生かし、例えば、グローバルな課題とローカルな課題を結びつけて考える探究学習を推進すること、デジタルとアナログの両方の良さを取り入れて交流を深めていくこと、学校と地域が垣根なく連携・協働していくこと等を柔軟に取り入れていくことで、子どもたちに必要な力を育てていくことが必要です。

このように、グローバルとローカル、デジタルとアナログ、学校と地域等の様々な要素を取り入れて、「福島らしさ」を生かした多様性を力に変えていく教育を実施していくことを目指します。

② 「福島を生きる」教育

子どもたちは、自らの力で自らの人生を切り拓いていきます。福島県で生まれ育ち福島県の復興・創生を担っていく子どももいれば、朝河貫一や野口英世のように福島県で生まれ育ち世界的に活躍する子どももいます。また、今後の復興・創生を考えれば、福島県に移住してくる子どもも増えていくことが考えられます。生まれた場所や将来働く場所は異なっても、福島県で学び、福島県に誇りを持つ子どもたちを育てていくことが、県内外とのつながりを大切にし、多様性に富んだ福島県を創造していくことができます。

このため、福島県で学び、福島県に誇りを持つことのできる教育を「福島を生きる」¹¹教育として実施します。

4 なぜ学ぶのか、学力とは何か

「福島ならではの」教育を重視していくことは、既存の教科等における学びを軽視することではなく、より着実に子どもたちに必要な力を総合的に育むことを目指すものです。

「学び」は、正解のない社会の課題に向き合うための道標になるものです。学ぶ

11 平成23年8月に開催された「ふくしま総文」で実演された構成劇「ふくしまからのメッセージ」の中の「福島に生まれて、福島で育って、福島で働いて、福島で結婚して、福島で子どもを産んで、福島で子どもを育てて、福島で孫を見て、福島でひ孫を見て、福島で最後を過ごす。それが私の夢なのです。あなたが福島を大好きになれば幸せです。」という台詞を参考にして考えたもの。

1 ことによって、自らが実現できることを増やしていくことができ、これによって、
 2 自己実現を果たしていくことや他者を支えることができるようになります。結果と
 3 して、「OECD Learning Framework 2030」でも目標とされる個人と集団のWell-being
 4 につながります。このような「学び」の意義は、多様な子どもたちが学ぶ過程で自
 5 ら見出していくことができるようにしていくことが必要です。

6 このような「学び」の意義を考えると、「学び」によって得られる「学力」を、単
 7 なる暗記的な知識等に限定して考えるべきではありません。元来、子どもたちに培
 8 いたい力は、知識等だけではなく、体力や情緒面等も含めた様々な力があります。
 9 加えて、近年は「学力」の捉え直しがなされており、「OECD Learning Framework
 10 2030」では「新たな価値を創造する力」「対立やジレンマを克服する力」「責任ある
 11 行動をとる力」という3つの力が示され、これらには知識、スキル、態度及び価値
 12 が含まれているとされています。また、新学習指導要領では、生きて働く「知識及
 13 び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や
 14 社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を、豊かな創造性を備え持続
 15 可能な社会の創り手となる子どもたちに育成することが掲げられています。

16 こうしたことを考えると、一方的に知識を伝達する授業から、学び方も変革して
 17 いくことが必要です。発達段階に応じつつ、SDGs等のグローバルな視点を生かした
 18 地域との関わりの中での探究的な学びと、各教科の中での主体的・対話的で深い学
 19 びを往還することで、子どもたちに資質・能力を確実に育むとともに、子どもたち
 20 が学ぶ意義を見出すことにつなげていくことが必要です。また、学ぶ過程で多様な
 21 他者と関わることは、自分の強みを認識し、磨き、夢や目標を見出すことにもつな
 22 がります。

23 こうした「学び」の意義や「学力」等について、学校、家庭、地域が共通の認識
 24 を持ち、それぞれが果たすべき役割を果たしながら、地域の文化に目を向け、協働
 25 して学びの環境をつくることで豊かな教育環境をつくることにつながります。

26 これが、本県が目指す「福島ならではの」教育です。

27 28 5 「福島ならではの」教育とSDGs

29 県総合計画では、SDGsの理念を踏まえて各種施策を推進することとしています。
 30 これは、未曾有の複合災害からの復興、急激な人口減少への対応という前例のない
 31 課題を克服しようとする本県の取組が、SDGsの目指す「誰一人取り残さない多様性と
 32 包摂性ある持続可能な社会の実現」とその方向性が一致しているためです。県総合
 33 計画では、教育分野の将来の姿については、SDGsの示す17の目標のうち、「質の高い
 34 教育をみんなに」という視点で描かれています。

35 また、SDGsについては、全ての国、全てのステークホルダー¹²、全ての人が参画
 36 し、目標の達成のために必要とされるあらゆる資源や手段を取り入れて、取り組む
 37 こととされています。そのような、自治体や企業、大学、NPO等の様々な主体が連携
 38 ・協働しながら、共通する目標の達成に向けて取り組む姿は、福島県の目指す教育

1 の姿と高い親和性を有しています。

2 県総合計画の部門別計画である本計画では、以上のことを踏まえつつ、次のよう
3 な観点から、SDGsの理念を踏まえた「福島ならではの」の教育を推進します。

4
5 〈SDGsの理念を踏まえた「福島ならではの」の教育〉

- 6 (1) 県総合計画及び本計画に基づく施策を展開することで、SDGsに掲げられた
7 17の目標の1つである「質の高い教育をみんなに」を実現する。
8 (2) 福島県で育成したい人間像の育成が、福島県の復興・創生のみならずSDGs
9 の実現を可能とする子どもたちの育成につながることを認識し、「学びの変革」
10 により実現した姿を、福島県全体で共有する。
11 (3) SDGsの視点を意識した探究学習を推進する。
12 ○ 各教科等の学習における探究的な学びのテーマとしてSDGsの視点を取り
13 入れ、地域課題をグローバルな視点で考える。
14 ○ 学校と家庭、地域はもとより、県外、海外の方々と地域課題を共有し、
15 対話・協働するための手段としてSDGsの視点を取り入れる。
16 ○ これらの学びを継続することにより、学校と家庭、地域などと協働する
17 相互に開かれた体制づくりを推進する。
18

19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37 12 ステークホルダーとは、日本語では「利害関係者」と訳される。SDGsにおいては、国際機関、政府、地方自治体、
38 企業、大学、NPO、NGO等の多様な関係者が想定されている。。

第4章 施策の展開

○施策1 「学びの変革」によって資質・能力を確実に育成する

暗記的な知識や技術が急速に陳腐化する予測が困難な変化の激しい社会においては、生きて働く「知識及び技能」はもとより、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力を育むことが必要です。

このため、対面授業とオンラインの良さ等を組み合わせながら、画一的な一方通行の授業から個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に育成します。

【主な取組】

- 学校段階を見通した確かな資質・能力の育成
 - ・ 幼児教育段階から非認知能力¹³を育成するとともに、幼児教育で育まれた資質・能力の基礎を小学校以降の教育に効果的につなぐ取組を推進します。また、小中高が連携し、「知識及び技能」に限らず、「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」、変化の激しい社会にも対応できる資質・能力の育成を図ります。
- 複雑な社会の課題を主体的に解決する力の育成
 - ・ 文理横断した知見を必要とする複雑な社会の課題に対して主体的に向きあい、解決する力を育成するため、プロジェクト学習（SDGsの視点を活用した地域課題解決学習、校則や制服等に係る学校運営に生徒が主体的に参画する活動等）やコミュニケーション教育（演劇、哲学対話等）等を、学校の実態に応じて推進します。
- ICT活用などによる学びの変革
 - ・ 1人1台端末の導入等を踏まえ、これまでの対面での教育実践とICT、紙とデジタルの双方の良さを取り入れた個別最適化された学び、遠隔地や他校との交流も含め多様性を生かす協働的な学び、新たな価値を創造する深まりのある探究的な学びを実現する取組を推進します。
 - ・ 児童生徒が情報手段を適切に活用できる力や、自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持ち、犯罪被害を含む危機を回避する等情報を正しく安全に利用するための情報モラル等、情報活用能力を育成します。

13 非認知能力とは、自分の感情をコントロールして行動する力（「自制心」「自己効力感」「勤勉性」「やりぬく力」等）。

□ 創造性あふれる人材の育成

- STEAM教育¹⁴の充実、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）¹⁵や福島イノベーション・コースト構想による取組、海外研修を始めとした国際交流等を通して、創造性あふれ、新たな価値を生み出す、地域や社会を牽引するリーダーを育成します。
- 将来の社会的・職業的な自立に向けてキャリア教育を充実するとともに、本県の産業を支える人材を育成するための産業教育を充実します。

□ エビデンス（根拠）に基づいた教育施策の推進

- 算数・数学、英語が苦手な子どもが多い、読解力の低い子どもが少なからず存在しているといった本県の教育の弱みを克服するため、ふくしま学力調査やリーディングスキルテスト¹⁶等の結果から、各学校における指導と子どもたちの学力の関係、地域課題探究活動等の探究的な学びと卒業後の進路との関係を客観的なデータに基づいて検証し、より効果的な施策や指導を全県で共有することで、本県の子どもたち一人一人の資質・能力を伸ばす教育を推進します。

○施策2 「学校の在り方の変革」によって教員の力、学校の力を最大化する

学校は、学力保障、人とのつながりや体験の保障、社会のセーフティネットなどといった多様な役割を果たしていますが、学校の教職員の献身的な努力によって支えられています。学校の強みは、子どもに伴走し個性を引き出す教員の存在であり、働き方改革の推進や教員の養成・採用・研修の充実等により学校の在り方を変革し、教員の力、学校の力を最大化します。

14 STEAM教育は、「各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習」。この目的には、幅広い分野で新しい価値を提供できる人材育成の側面と、STEAM（Science、Technology、Engineering、Art、Mathematics）を構成する各分野が複雑に関係する現代社会に生きる市民の育成の側面がある。STEAMのAの範囲については、芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲（Liberal Arts）で定義し、推進することが重要。

15 スーパーサイエンスハイスクールとは、文部科学省が科学技術や理科・数学教育を重点的に行う高校を指定する制度のことで、SSHと略記される。2002年（平成14年）度開始。

16 リーディングスキルテストとは、「日本語のルールに従って教科書の文章を読むことができない生徒がいるのではないか」という仮説からスタートした「基礎的な読む力」を測るテスト。文章に書かれている意味を正確にとらえ、新しい知識を身につけるために必要な「骨太の読む力」を科学的に測定・診断。

1 【主な取組】

2 □ 教職員の働き方改革の推進

- 3 ・ 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基
4 づく指針等を踏まえ、働き方改革を推進し、教職員の心身の健康の保持や児
5 童生徒と向き合う時間の確保、積極的な自己研鑽の時間の確保等によって、
6 質の高い教育活動を展開し、学校全体の教育力を高めます。

7
8 □ 教員の養成・採用・研修

- 9 ・ 教員採用試験において、一般選考に加え、教職経験者、スポーツ・芸術等
10 の特別選考を実施し、深い専門性や実践的指導力のある教員の採用に努める
11 とともに、地域採用枠等を設けるなど志願者の確保に努めます。
12 ・ 教職大学院との連携による「校長及び教員としての資質の向上に関する指
13 標」に基づき研修等の充実を図るなど、教員の資質向上に努めるとともに、
14 個々の教員の強みを伸ばし、多様化、複雑化する教育ニーズに対応します。

15
16 □ チームとしての学校マネジメントの推進

- 17 ・ 学校の抱える課題が多様化・複雑化している現状に鑑み、学校の指導体制
18 の充実とチーム力の強化を図るため、副校長や主幹教諭、専門スタッフを配
19 置するとともに、外部人材の活用や教員の役割の明確化等を進めながら、き
20 め細かな指導と迅速な対応ができるよう校長のリーダーシップの下、マネジ
21 メントの強化に努めます。

22
23 □ 学校の特色化・魅力化の推進

- 24 ・ 社会の変化を踏まえた本県高等学校教育の望ましい在り方について検討
25 し、県立高等学校改革後期実施計画の策定を進め、学校の教育機能の充実・
26 強化を進めるとともに、普通科高校へのコース制の導入等によって学校の特
27 色化・魅力化を推進します。

28
29
30 ○施策3 学びのセーフティネットと個性を伸ばす教育によって多様性を
31 力に変える土壌をつくる

32 複雑な社会の課題を解決しながらより良い社会を創造していくためには、他者
33 との違いを新たな価値を創造するために重要なものとして受け止め、多様な他者
34 と連携・協働していくことが重要です。

35 誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちが、可能性や個性を伸ばすことが
36 できるよう、子どもたちの状況に応じた教育機会の提供や支援を行うことで、多
37 様性を力に変える土壌をつくります。

【主な取組】

- 地域で共に学び、地域で共に生きる共生社会に向けた特別支援教育の充実
 - ・ 障がいのある子どもたちが地域で共に学び、共に生きることができるよう、医療、保健福祉、教育、労働などの関係機関と連携を深め、個別の教育支援計画の引継ぎにより、切れ目のない支援の充実を図ります。
 - ・ 通常の学級に在籍する児童生徒も含めた全ての特別な支援を必要とする児童生徒のその時点での教育的ニーズに的確に答えられるよう、通級による指導¹⁷等多様な学びの場の充実や、合理的配慮¹⁸の提供等によるきめ細かな指導を推進します。また、県立高等学校に併設する特別支援学校を増やすこと等により、生徒・教職員の交流を促進し、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム¹⁹の構築を進めます。

- 不登校児童生徒、帰国児童生徒、外国人児童生徒等への個別支援の充実
 - ・ 不登校及びその傾向のある児童生徒へのスペシャルサポートルーム²⁰の活用や、帰国児童生徒や外国人児童生徒への日本語習熟のための授業等個別支援を進めるとともに、学びの機会を確保するための取組を県内に普及します。
 - ・ いじめの未然防止・早期発見及び組織的な対応を進めるとともに、児童生徒一人一人が主体となって活躍できる魅力的な学校づくりを進めます。
 - ・ 道徳教育の充実、体験活動、読書活動の推進などにより、思いやりの心などの豊かな心の育成を推進します。また、被災した児童生徒を始め、子どもたちの心のケアのため、スクールカウンセラー²¹やスクールソーシャルワーカー²²を配置するなど教育相談体制の充実を推進します。
 - ・ 虐待、ヤングケアラー²³等をはじめとした複雑化した問題によって困難を抱える子どもたちがいる現状を踏まえ、教育関係者は、子どもたちの異変を

26 17 通級による指導とは、小学校又は中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場で行う指導形態のこと。

28 18 合理的配慮とは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

30 19 インクルーシブ教育システムとは、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

31 20 スペシャルサポートルームとは、不登校対応に特化した教員を希望する学校に対して教員を加配し、加配教員が専任教員となり児童生徒支援に当たる。

33 21 スクールカウンセラーとは、臨床心理に関する高度な専門性を有し、生徒指導等に係る課題に対応するため学校に配置された者。

35 22 スクールソーシャルワーカーとは、社会福祉等の専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対して、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る者。

37 23 ヤングケアラーとは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護や世話をすることで自らの育ちや教育に影響を及ぼしている子ども。

1 早期に発見し、心のケア、学習支援、進路相談等に取り組むとともに、福祉、
2 警察等の関係機関と連携した対応を行います。

3
4 □ 家庭教育支援、家庭の経済的支援の充実

- 5 ・ 「親の学び」を支援するために、PTAと連携し、各地域で主体的に家庭教
6 育の支援が行えるよう作成した学習プログラムの活用、親を支援する家庭教
7 育支援者のスキルを高める研修会等を実施するとともに、「福島県家庭教育
8 支援チーム」の登録制度により、県内の家庭教育支援の充実を図ります。
9 ・ 被災した子どもたちに対する就学援助や、能力があるにもかかわらず経済
10 的理由によって修学が困難と認められる生徒に対し、奨学資金の貸与等を行
11 います。

12
13
14 ○施策4 福島で学び、福島に誇りを持つことができる「福島を生きる」
15 教育を推進する

16 福島県で学んだ子どもたちが、福島県に誇りを持つことができるよう、学校と
17 地域の連携・協働や地域をフィールドとした探究的な学びの推進等により、「福
18 島を生きる」教育を目指します。

19 また、東日本大震災から10年が経過し、震災の経験や記憶のない子どもたちが
20 増えていくことに鑑み、東日本大震災及び原子力災害の事実や本県の現状を自ら
21 の言葉で説明できるよう必要な力を育成します。

22
23 【主な取組】

24 □ 学校と地域の連携・協働の推進

- 25 ・ 地域コーディネーター²⁴の配置や、コミュニティ・スクール²⁵の導入等によ
26 り、地域住民等と学校が連携・協働する体制づくりを促進しながら、各校の
27 特色化や魅力化を図ります。
28 ・ 地域課題探究活動の推進により、郷土理解を促進するとともに、失敗を克
29 服をする経験の少ない子どもたちに対し、様々な経験ができる機会の充実を
30 図ります。

31
32
33 24 地域と学校の連携・協働を推進するため、地域と学校との連絡調整や情報の共有、地域学校協働活動の企画・調整
34 ・運営等、地域と学校の橋渡し役として働き掛けを行う。

35 25 学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子
36 どもたちの豊かな成長を支え「地域と共にある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組み。
37 学校運営協議会制度ともいう。

- 1 □ 震災の教訓の継承、福島の今と未来の発信
- 2 ・ 被災地や震災関連施設等を訪問し、被災者や避難者と交流・協働する探究
- 3 的な学び等を通して、地域の復興について主体的に考え、発信する活動を支
- 4 援します。また、防災や放射線等に関する基礎的な知識を身につけるとと
- 5 もに、自ら考え、判断し、行動できる力を育成します。
- 6 ・ 次世代を担う高校生による「語り部」活動等を支援し、震災の教訓の継承
- 7 を図ります。
- 8
- 9 □ 福島イノベーション・コースト構想を担う人材の育成
- 10 ・ 小・中学校における理数教育、放射線教育や防災教育、高等学校における
- 11 各校の専門性を生かした学校間や企業等との交流・連携の充実、課題探究型
- 12 の学習を推進することにより、チャレンジ精神を持って本県の復興・創生に
- 13 貢献する人材を育成します。
- 14 ・ 国際教育研究拠点の具体化に向けて、復興庁等の関係省庁と連携するとと
- 15 もに、大学や浜通り地域等の市町村、地域企業、高等学校など初等中等教育
- 16 機関等が一体となった地域における人材育成を促進します。
- 17
- 18

19 ○施策5 人生100年時代を見通した多様な学びの場をつくる

20 人生100年時代をより豊かに生きるためには、生涯にわたって心身共に健康で、
21 自ら学び続け、仕事や趣味の活動、地域への参画・社会貢献等を通し、それぞれ
22 が生きがいを持つことができる環境をつくることが重要です。

23 このため、健康マネジメント能力など生涯学び続ける力の育成に取り組むとと
24 もに、多様なニーズに応えられる社会教育施設の充実や、地域に根ざした文化芸
25 術資源の有効活用等により多様な学びの場をつくります。

26 【主な取組】

- 27 □ 生涯にわたる健康マネジメント能力など学び続ける力の育成
- 28 ・ 健康長寿県の実現に向けて、児童生徒自らが望ましい運動習慣や食習慣を
- 29 確立し維持できるよう、自分手帳の活用等を通して自分の健康課題を認識し、
- 30 その解決に向け積極的に取り組む自己マネジメント能力の育成を推進しま
- 31 す。
- 32 また、学校医等と連携して、児童生徒の健康観を更に高めるよう努めます。
- 33
- 34 □ 地域における多様な活動機会の充実
- 35 ・ 放課後や週末等において、安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が
- 36 連携・協働して、学習や様々な体験・交流活動（地域の伝統継承等を含む。）
- 37

を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動に取り組みます。

□ 生涯学習の機会の充実

- ・ 県の施設、公民館、大学などにおいて、様々な講座やセミナーを開催し、県民に対してライフステージに応じた生涯学習の機会を提供します。また、市町村などと連携して生涯学習の機会の情報提供を行います。
- ・ 多様な学習ニーズに応えられるよう、社会教育の担い手の養成や資質向上を図り、県民一人一人の学びを支援します。

□ 地域に根ざした文化の継承と活用

- ・ 文化財保存活用大綱に規定した県全体の理念、基本方針の下、本県の特色ある文化財の確実な保存・継承のために、市町村の文化財保存活用地域計画作成を促進し、市町村と県がそれぞれの役割を認識し、保存と活用を推進し、地域におけるひとづくり、まちづくりとの連携を図ります。
- ・ 県立美術館、県立博物館、文化財センター白河館、県立図書館、東日本大震災・原子力災害伝承館等において、本県の歴史や文化の継承と関連資料の収集・保存を行います。

○施策6 安心して学べる環境を整備する

子どもたちが、どの地域の学校でも安心して学ぶことができるよう、少人数教育の充実、施設・設備の整備に取り組みます。

また、公教育の重要な一翼を担う私立学校における私学助成等を通じた振興を図るとともに、公立大学法人への支援を通じて、各分野で活躍できる人づくりを進めます。

【主な取組】

□ 少人数教育の充実

- ・ 少人数によるきめ細かな指導体制の構築や、遠隔合同授業等による過疎・中山間地域等における「極」少人数での学びの充実のための取組を支援します。

□ 避難地域12市町村などの特色ある教育

- ・ 避難地域12市町村の小中学校において特色あるカリキュラムを編成、実証するとともに、地域とのつながりを深める教育や魅力ある学校づくりを行うために必要な取組を支援します。
- ・ 旧避難指示区域等における休校中の6つの高等学校については、今後の地

1 域の復興の進展、住民の帰還状況、小中学校の再開状況等を考慮しながら、
2 今後の在り方を検討していきます。

3
4 □ 学びを支える施設設備等の整備

- 5 ・ 市町村立学校については、一部耐震化が遅れていることから、可能な限り
6 早期に耐震化が図れるよう、市町村と協力しながら取り組んでいきます。
7 ・ 県立学校については、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理に取り組
8 み、施設の長寿命化を図りながら、学びの環境を整備します。

9
10 □ 防災、危機管理などの学校安全の推進

- 11 ・ 様々な災害が発生した際に、児童生徒が自らの判断で適切に対応したり、
12 様々な事件・事故にあわないよう行動できるようにするため、発達段階に応
13 じた能力の育成や意識の向上を図るとともに、教職員一人一人の危機管理能
14 力を向上させることにより、学校全体で児童生徒の命を守る防災・防犯体制
15 の強化、学校事故の未然防止など、学校の安全性向上に努めます。

16
17 □ 私立学校の教育条件の維持・向上

- 18 ・ 私学助成の充実や安定的・継続的な教育環境を確保するための取組などへ
19 の支援により、私立学校の振興を図ります。

20
21 □ 公立大学における人づくり

- 22 ・ 公立大学では、医学・看護学、保健科学、コンピュータ理工学、幼児教育
23 学などの分野で、地域に貢献できる人づくりを行います。また、県内外の国
24 立・私立大学などとの連携を推進していきます。

素案

指標一覧

指 標	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和12年度)	施策との 主な関連
児童生徒に関する指標			
提言や社会に貢献する何らかの活動を在学中に1度でも行った生徒 ²⁶ の割合（高） <small>26 全日制は3年生、定時制は4年生を調査対象とする</small>	17.0% <small>(※1～3年生の全学年で調査した結果のため参考値)</small>	100%	施策1 施策4
全国学力・学習状況調査 ²⁷ の全国平均正答率との比較割合 ²⁸ （小・中学校） <small>27 知識・技能等に加え、知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等を問う出題となっている</small> <small>28 全国の平均正答率を100とした場合の本県の割合</small>	小学校 国語 100.3 算数 97.6 中学校 国語 98.9 数学 95.3 <small>(令和元年度)</small>	上昇を目指す	施策1 施策4
家で自分で計画を立てて勉強している児童生徒の割合	小学校 77.9% 中学校 52.4% <small>(令和元年度)</small>	上昇を目指す	施策1
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合 ²⁹ （小・中学校） <small>29 全国の平均体力合計点を100とした場合の本県の割合</small>	小5男子 98.9 小5女子 101.1 中2男子 99.3 中2女子 100.1 <small>(令和元年度)</small>	100.0以上 上昇を目指す 100.0以上 上昇を目指す	施策1 施策5
不登校の児童生徒数 ³⁰ 1,000人当たり) <small>30 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数。なお、別室登校、オンライン、フリースクール等により出席扱いとなった者は含まない</small>	小・中学校 16.4人 高等学校 8.8人 <small>(令和元年度)</small>	減少を目指す	施策3

指 標	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和12年度)	施策との 主な関連
教員に関する指標			
時間外勤務時間月80時間及び45時間を超える教職員の割合	80時間超 小学校 5.4% 中学校 31.1% 高等学校 12.8% 特別支援学校2.9% 45時間超 小学校 46.5% 中学校 70.8% 高等学校 46.3% 特別支援学校23.0%	80時間超 全て0% 45時間超 全て令和2年度の 現況値3分の1以下 (令和6年度達成を目指し、 その後も減少を目指す)	施策2
授業にICTを活用して指導できる教員の割合	63.7% (令和元年度)	100%	施策1 施策2
授業等において地域の人と連携して何らかの教育活動を行った教員の割合	現況値なし	検討中	施策1 施策2 施策4

指 標	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和12年度)	施策との 主な関連
学校での学習環境に関する指標			
学校での震災学習の実施率 (小中高校特別支援学校)	75.2%	100%	施策4 施策6
児童生徒がコンピュータ等のICTを活用する学習活動を行う回数 (1クラス当たり)	「ほぼ毎日」 小学校 21.5% 中学校 32.0% 「週1回以上」 小学校 41.0% 中学校 40.5% (令和元年度)	「ほぼ毎日」または「週1回以上」と回答した学校の割合上昇を目指す	施策1
自分手帳の活用率	小学校 94.7% 中学校 85.6% 高等学校 22.7%	100%	施策1 施策5
個別の教育支援計画の引継ぎによる活用率	現況値なし	100%	施策3
公立小・中学校施設の耐震化率	97.6% (令和元年度)	100%	施策6

指 標	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和12年度)	施策との 主な関連
地域の学習環境に関する指標			
福島県家庭教育支援チームが対応する市町村の割合	現況値なし	100%	施策3
美術館、博物館、文化財センターの入館者数	美術館 11,915人 博物館 58,284人 文化財センター11,249人	上昇を目指す " 30,000人を目指す	施策5
市町村における文化財保存活用地域計画の作成率	現況値なし	上昇を目指す	施策5